

京都市消防局告示第7号

平成4年9月1日京都市消防局告示第5号（京都市火災予防条例第54条の4の規定に基づく喫煙等の制限区域の指定）の一部を次のように改めます。

令和3年9月29日

京都市消防局長 山内 博貴

喫煙又はたき火その他の裸火の使用を制限する区域の表社家西村家庭園の項の次に次の1項を加える。

「

櫻谷文庫	北区等持院東町56番地1	敷地内全域
		和館、洋館及び画室の内部

」

喫煙又はたき火その他の裸火の使用を制限する区域の表白雲神社の項の次に次の1項を加える。

「

心城院	上京区寺町通広小路上る北之辺町394番地	岸駒堂付近
-----	----------------------	-------

」

喫煙又はたき火その他の裸火の使用を制限する区域の表川崎家住宅の項の次に次の1項を加える。

「

八坂神社又旅社	中京区三条通猪熊西入御供町289番地	境内全域
---------	--------------------	------

」

喫煙又はたき火その他の裸火の使用を制限する区域の表吉利具八幡宮の項の次に次の1項を加える。

「

臨濟宗南禅寺派 徳林庵	山科区四ノ宮泉水町16番地	境内全域
----------------	---------------	------

」

喫煙又はたき火その他の裸火の使用を制限する区域の表杉本家住宅の項の次に次の4項を加える。

「

八坂神社大政所社	下京区烏丸通仏光寺下る大政所町678番地の3	本殿付近
徳正寺	下京区富小路通四条下る徳正寺町39番地	境内全域
八坂神社四条御旅所	下京区寺町通四条下る貞安前之町624番地	冠者殿社本殿及び四条旅所本殿の付近
勝光寺	下京区中堂寺西寺町1番地の2	本堂付近
		本堂内部

」

(消防局予防部予防課)